

赤穂市人権教育・啓発基本計画

(令和4年度改定版)

概要版



(「令和4年度赤穂市人権・男女共同参画フォーラム」の様子)

令和5年 3月

赤穂市



◇第I章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

人権とは、人種や民族、性別や出身などの違いにかかわらず、誰もが生まれながらに持っている、人間として幸せに生きていくための権利であり、すべての人々に、人間として尊重され、生きていく権利があります。

本市では、平成30年3月に策定した「赤穂市人権教育・啓発基本計画」に基づき、互いが尊重しあいすべての人が自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、家庭、学校、地域などあらゆる場や機会を通して人権施策を推進してきました。

計画の策定から5年が経過し、女性、子ども、高齢者、障がいのある人など従来からの人権課題に加え、新型コロナウイルスの感染者やその家族、医療従事者等に対する誹謗中傷、LGBTQ+【注1】への偏見や差別など、多様化・複雑化する人権課題や社会情勢の変化に対応するため、計画の改定を行います。

【注1】LGBTQ+ 【L=レズビアン（女性同性愛者）、G=ゲイ（男性同性愛者）、B=バイセクシュアル（両性愛者）、T=トランスジェンダー（生まれたときの法的、社会的に割り当てられた性別にとらわれない性別のあり方を持つ人）、Q=クエスチョニング/クィア（自分の性のあり方についてわからない、決めていない人）+=プラス（性はとても多様であり他にもたくさん性のあり方があるという意味）】

2 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化や新たな人権課題に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 計画の位置づけ

この計画は、人権に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくための指針として、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき策定しています。

策定にあたっては、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や兵庫県の「人権教育及び啓発に関する総合推進指針」の趣旨を踏まえ、本市の現状に即して策定するとともに、「赤穂市総合計画」や各種計画などとの整合性を図ります。



◇第Ⅱ章 人権教育・啓発の推進

地域

地域において人々が豊かで生きがいを持って生きていくためには、人権が尊重され、偏見や差別のない社会でなければなりません。そのためには、人権尊重の立場で思いやりをもった活動と人権意識の高揚や差別意識の解消を図るための住民学習の場や機会の充実が求められます。

- 全ての市民が、地域や家庭において偏見や差別のない日常行動ができるよう、人権意識を高めるための啓発を推進します。
- 地区連合自治会を単位とした地区会の実践活動を支援するため、各種啓発資料を提供するなど、人権問題を正しく理解する機会である住民学習の充実と人権啓発の地域リーダー育成の支援に努めます。
- 人権についての市民の関心を高めるため、市民が参加しやすいような講演会や、パネル展を実施します。

企業等

企業等の事業所は、差別のない働きやすい職場環境の確保、男女共同参画社会の実現など社会的役割を担っており、社会を構成する一員としての責任を果たすことが求められています。

- 人権研修の必要性、心構えや身近な人権問題などを中心に意識啓発を図ります。
- 職域指導者育成・啓発のための提供資料の充実に努めます。
- ひょうご仕事と生活センター等の関係機関と連携して事業所を支援します。
- 新入社員（新社会人）等研修会の実施と充実に努めます。

学校等

学校等では、児童生徒の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高めていく必要があります。一方で、いじめなどの人権侵害にかかわる問題の解消に向けて、互いの個性や多様性を認め合い、自身と他者の人権を尊重する気持ちを育むことが求められています。

- 人権尊重の精神の涵養を図り、人権意識の高揚に努めます。
- 人権確立をめざす“学校・園・所づくり”を推進します。
- 差別や偏見のない、“人権確立をめざすまちづくり”を推進します。



◇第Ⅲ章 身近な人権課題等に対する施策の推進

1 赤穂市総合計画（人権施策）

人権目標

互いが尊重しあいすべての人が自分らしく 生きることができる社会を実現する

- ・人権教育、啓発にかかる地区リーダー研修会・住民学習会等へ支援するなど、人権に関する施策を推進します。
- ・新たな感染症に関わる偏見や差別、SNSによる誹謗中傷等の人権侵害を防止する啓発活動を実施します。

2 分野別人権課題に対する施策

女性の人権

- ・「赤穂市男女共同参画社会づくり条例」の基本理念に基づく、「第2次赤穂市男女共同参画プラン」の施策を推進することにより、様々な分野で女性の参画を進め、女性の人権が尊重される社会の実現に取り組みます。
- ・女性の参画や能力発揮を支援するため、市内の女性団体で構成する赤穂市女性団体懇話会と連携し、男女共同参画市民講座を実施するなど市民の男女共同参画意識の醸成に努めます。
- ・女性に対する暴力は重大な人権侵害であることを、市民に周知啓発するとともに、関係機関と連携し、相談や自立支援に取り組みます。



子どもの人権

- ・児童虐待や、ヤングケアラーなど困難を抱える子どもやその家庭への支援の充実に取り組みます。
- ・子ども自身が幸せであり、どんな家庭環境や障がいにも左右されず、生命と人権を尊重され、健やかに育つことのできるまちをめざします。
- ・子どもの発達段階に配慮しつつ、家庭や地域社会と連携し、いじめの早期発見、早期対応や未然防止に努めます。
- ・子ども一人ひとりが、生命を大切にすする心、自他の人格を尊重しお互いの個性を認め合う心などの「豊かな心」を育むため、「人権教育基本方針」に基づき、人権教育の内容や活動をすべての領域、教科に位置づけ、教育活動全体を通じて推進します。
- ・教職員の人権尊重の意識を高め、人権感覚を養うため、研修会や実践発表会を行い、人権を尊重した学習環境の整備を進めます。

高齢者の人権

- 「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、「西播磨成年後見支援センター」と連携しながら、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりや制度の周知、啓発及び安心して利用できる環境整備を推進します。
- 地域の関係機関、福祉団体等のネットワークを強化し、虐待の早期発見、早期対応や未然防止ができる体制の充実を図ります。
- 関係機関が連携し、啓発や積極的な情報交換、相談体制の充実を図ります。



障がいのある人の人権

- 障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、市民・団体・事業者等と連携し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりに取り組みます。
- 「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」など、法制度の趣旨が広く伝わるよう、周知・啓発に取り組みます。
- 様々な場や交流などを通じて、障がいや障がいのある人に対する市民の理解が深まるよう、取り組みます。

同和問題

- 赤穂市民主促進協議会の活動を中心に関係団体と連携し、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発を推進します。
- 法務局や人権擁護委員など、関係機関・団体等と連携して、市民が安心して相談できる体制づくりに取り組みます。

感染症をめぐる人権

- 新たな感染症に関わる偏見や差別、SNSによる誹謗中傷等の人権侵害を防止する啓発活動を実施します。(再掲)



インターネットによる人権侵害

- 人権の視点を踏まえたインターネット利用上の注意点について、様々な層を対象にした啓発を推進します。
- インターネット上の差別を助長する書き込みを監視する「インターネットモニタリング事業」を実施し、抑止に努めます。

性的指向や性自認を理由とする偏見や差別

- 学校における自分の性別に違和感を持つ児童生徒に対するきめ細かな対応に努めます。
- LGBTQ+に対する理解を深めるための啓発に努めます。



◇第Ⅳ章 人権施策の総合的・効果的な推進

1 計画の推進体制

本市では、市長部局の「市民対話課」と教育委員会の「学校教育課」が、人権教育及び人権啓発に関する窓口となっています。

人権教育及び人権啓発を着実に推進するため、本計画のもと全庁的に人権に関する情報を共有し、緊密な連携を図るとともに、女性、子ども、高齢者、障がいのある人等の個別計画を策定している部署においては、人権の視点からそれぞれの施策を推進します。

2 地域、各種団体等との連携

人権教育及び人権啓発を総合的かつ効果的に推進するためには、関係機関・団体等との連携が必要です。

このため、地域ごとに、自治会等の地域団体や行政、公民館、学校が緊密な連携を図り、家庭、地域の人権教育及び人権啓発を支援することが求められます。

本市では、赤穂市民促進協議会の各部会を通して、自治会や各種団体等に対して自主的・主体的な人権教育及び人権啓発の取組を働きかけるとともに、人権に関する情報や研修テキスト、啓発資料の提供を行うことにより、その取組を支援します。

3 人権相談体制の充実

人権にかかわる住民の悩みは多様化・複雑化しており、この傾向は今後ますます強まるものと予想されます。

本市では人権相談所を開設し、人権擁護委員がいじめ、差別、虐待など人権相談業務や人権救済活動を行うほか、市内各地域において、民生委員・児童委員が高齢者や障がいのある人、子育てをしている人などに対して、必要な支援や相談等を行っています。

相談者に信頼され安心できる相談窓口として有効に機能するため、相談員研修の充実を図るとともに、市民が人権問題で悩んだとき、迅速な対応ができるよう法務局など関係機関との連携を強化し、気軽に利用できる相談体制の充実と周知に努めます。

赤穂市人権教育・啓発基本計画（令和4年度改定版）

令和5年3月策定

赤穂市役所 市民部 市民対話課

〒678-0292 赤穂市加里屋81番地

tel:0791-43-6812 fax:0791-43-6810 mail:jinken@city.ako.lg.jp

